

玉城小学校

水泳学習実施ガイドライン

学校衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。一方、水泳学習においては、多くの児童が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童が組になる形態で安全の確認をしたりしながら学習を行うなど、児童の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。このため、児童の健康と安全を第一に考えて、水泳学習実施期間の本県の感染状況を踏まえ、密集、密接の場면을避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として水泳学習を実施していきます。

1 体育主任の役割

- 密集を避けるための時間割を編成する。
- 学習内容の精選の周知を行う。

2 水泳指導補助員等の役割(学習前)

- 学校のプールについては、学校衛生管理基準に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。
- ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。

3 学級担任の役割(学習前)

- 毎朝の検温や健康観察により水泳学習前の児童の健康状態を把握し、体調が優れない児童の水泳授業への参加は見合わせること。(水泳連絡カードを提出すること)
- 水泳学習を見学する児童は、マスクを着用するとともに、児童間の距離を1~2m以上確保すること。ただし、気温が高い日などで見学をする場合は、マスクを着用した児童が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外したりし、他の児童との距離を2m以上確保すること。
- 1・2年生は各教室で更衣を行う。また、3年生以上の男子は各教室または学年更衣室、女子はプール更衣室で半数ずつに分かれて着替えを行う。
- 更衣中は、不必要な会話や発声をしないようにする。
- 水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクはビニール等へ入れて保管すること。
- 更衣室の利用前後に手洗いを徹底すること。(各教室で手洗いをを行うこと)

4 学級担任の役割(学習中)

- 水泳学習中、児童は不必要な会話や発声を行わないようにすること。
- プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童が入らないようにすること。
- プール内だけでなくプールサイドでも児童の間隔は2m以上を保つこと。
- 複数の学級による合同授業は避けること。
- 水泳学習中、児童が手をつないだり、体を支えたりするなど、児童が密接する活動は避けること。
- ビート板などの用具を使用する場合は、児童間での用具の使い回しは避けること。
- 低学年はビート板を使用しないようにすること。(噛む児童がいるため)

- 人数確認は、事故防止の上で重要であるが、バティシステム(二人一組)は複数の児童が密着して座ることはせず、2m以上の身体的距離を確保しつつ同時に挙手してお互いを確認すること。また、名簿を用いた点呼を併用すること。
- 児童が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないようにする。

5 水泳指導補助員等の役割(学習後)

- ビート板などの用具を使用した場合は、使用後に消毒を行うこと。
- トイレのドアノブやスイッチなど児童が手を触れる箇所は、授業が終わったら消毒を行うこと。

《実際の運用》

- 一定方向を向いて常に歩いたり、泳いだりすることとする。
- 使ったビート板は所定の位置に片づける。
- プールサイドに座ってバタ足、プールに入って壁をつかんでのバタ足などは、マーキングを行い、マーキングされている場所で行う。
- 先生の指示を守れない児童はプール学習を終了させる。

6 その他

- 本ガイドラインは学校内で共有するとともに、児童や保護者の理解を図るようにする。
- 県教育委員会及び南城市教育委員会からの方針が示された場合は、その方針に従い、本ガイドラインを修正する。

令和2年5月22日付 スポーツ庁政策課学校体育室/文部科学省初等中等教育局幼児教育課
「今年度における学校の水泳授業の取り扱いについて」を参照して作成しています。